

議案第 17 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部中 11 の項を削り、10 の 2 の項を 11 の項とする。

付 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止する必要がある。